

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
エチオピア	貧困農民支援に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	448,000千円 H18.3.31まで	H18.3.7 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉堅二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 メコネン・ エマニヤゼフル財務・経済 開発担当国務大臣	H18.3.23 145号
エチオピア	南部諸民族州給水計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	1. 南部諸民族州給水計画を実施するために必要な給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の生産物の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	544,000千円 H19.3.31まで	H18.6.23 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉堅二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 メコネン・ エマニヤゼフル財務・経済 開発担当国務大臣	H18.7.10 405号
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与	460,000千円 H19.3.31まで	H18.8.23 アデイス アベバで (同日)	日本側 中津川伸一在エチ オピア臨時代理大使 エチオピア側 メコネン・ エマニヤゼフル財務・経済 開発担当国務大臣	H18.9.4 527号
エチオピア	アフアール州給水計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	アフアール州給水計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	23,000千円 H19.11.5まで	H18.11.6 アデイス アベバで (同日)	日本側 泉堅二郎在エチオ ピア大使 エチオピア側 メコネン・ エマニヤゼフル財務・経済 開発担当国務大臣	H18.11.16 617号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。